



学校運営協議会だより

第3号 令和2年12月4日（金）発行：市川市立稲越小学校運営協議会

第4回 稲越小学校学校運営協議会 報告

28日(土), 13:00より「ひばりまつり」に合わせて第4回稲越小学校運営協議会を実施いたしました。ひばりまつりは稲越小の児童の縦割り活動の取り組みを参観していただける良い機会でした。

報告事項では、教頭より新型コロナウイルス拡大のための臨時休校後の本校の教育活動の具体的な取り組みについて説明がありました。令和2年度より小学校では、新学習指導要領が本格実施となり、「知(学力)・徳(心)・体(健康)」のバランスを踏まえた「生きる力」の育成が求められています。その3つの柱について、新型コロナウイルス感染対策のガイドラインに基づいた教育活動についての説明となりました。以下が教頭より説明のあった教育活動です。(一部省略)

(知)

- ① 国語・算数を中心に基礎的、基本的な内容の確実な定着を図る。
- ② スモールステップできめ細かく評価を行い、個を伸ばす形成的な評価を心がけるとともにユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境と学習指導を取り入れ、より多くの児童に「わかる」「できる」を実感させる。
- ③ 「わからないことを自分から進んで調べるなど、いろいろなことに興味を持って学習に取り組む」ために発達段階に応じた自学自習ができる課題の提示方法を紹介し、学習方法を指導する。
- ④ 臨時休校中の家庭での学習の取り組み状況から、基礎基本の定着で家庭との連携の必要性が明確になった。家庭学習の習慣化を含めて、ICT 機器を活用し、保護者にも学習内容を丁寧に伝え、積極的に協力を仰いでいく。
- ⑤ 学校図書館を計画的に利用し、読書教育の充実を図るとともに3機能の活用を図り、言語教育の充実とともに主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善に生かしていく。
- ⑥ 計画的・系統的に児童の情報活用能力の育成を図るとともに、ICT 支援員のサポート受けながら教職員の ICT 機器を活用した授業力の向上に努める。
- ⑦ 多様な人々のとの協働については、コロナ禍の中ではあるが、児童の資質・能力の育成に必要なことであれば、地域におもむいたり、外部人材の協力を得るなど活動に十分に注意を払い、創意工夫して取り組んでいく。

(徳)

- ① 自ら進んであいさつのできる児童の育成を高学年児童による啓発活動等を生かして取り組んでいく。
- ② 「先生と話そう週間」、定期的な生活アンケートの実施により教育相談体制を充実させ、積極的な生徒指導ときめ細かい児童理解に努める。
- ③ 道徳の授業を充実させることや教育活動全体の活動の中で、いじめの根絶（しない・させない・見逃さない）の徹底と人権教育に努め、思いやりのある行動がとれる児童の育成を図る。

- ④ 家庭や地域の方々との連携のもと、道徳教育を推進する。
- ⑤ コロナ禍で活動は少ないが、学校の特色である「ぼかぼかグループ」(縦割り活動)の取り組みを工夫し、一人一人を大切に作る集団づくりと、信頼関係を構築する。
- ⑥ 人権教育やがん教育などでの学習を工夫し、「深い学び」への取り組みを検証する。

(体)

- ① 学校独自で行った新体カテストの結果を生かし、健康の保持増進に取り組む。
- ② 体育学習の中で、主体的な学びとなるよう、活動内容の工夫や場の工夫を行い、児童の体力・技能向上を図っていく。
- ③ 新しい学校の生活様式の中で、家庭と連携しながら生活リズムや食生活等の啓発・改善を図る。
- ④ 安全・安心でおいしい学校給食を実施する。(コロナ感染対策・アレルギー対応と食材の管理)
- ⑤ コロナ感染対策に努めた体育学習・体育的行事の充実、創意工夫した取り組みを通して体力向上を図る。
- ⑥ 学校・家庭・地域が連携して、児童自身が「自分の身は自分で守る」という危機意識の醸成を図る。

次に市川市教育委員会、学校地域連携推進課の職員より「教職員の任用について」の説明がありました。学校運営協議会には、教職員の任用に意見を行える一定の責任と権限を有しています。(法規上)学校長より稲越小(東国分中ブロック)が必要な教職員の要望の説明が行われました。

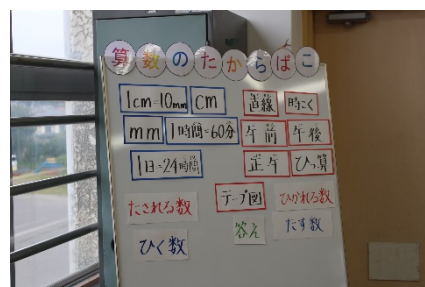
協議事項では感想やご意見をいただきました。今回は「児童の安全」「公園でのマナー」について話し合いが行われました。稲越小の「児童の安全」についてです。「交通安全」の不安が話題となりました。

委員の方から稲越小学校区の交通量・車種の変容、ドライバーのマナーについて話題に上がり、特に坂上付近のことが取り上げられました。平成30年度に学校運営協議会から要望した「坂上」の道路の規制が簡単には進んでいないこと。自治会長からもこれまでの長年にわたる信号機設置に伴う安全対策への説明がありました。児童の安全への行動・保護者の方々の見守りと指導、地域の方との連携、小さな取り組みでもあきらめず、継続的な要望を行っていくことが話し合われました。今後も学校、家庭、地域が連携して児童の安全に努めてまいります。

次に「公園でのマナー」についてです。公園でのゴミの放置、児童が自宅に戻る時刻(夏季:17:00、冬季14:30)になっても遊んでいて声をかけても「17:00まで大丈夫」といって帰らない児童がいるということが情報提供されました。特にゴミの問題は、自治会では行政にも働きかけていただいているようですが、使用される方、一人ひとりの方のモラルが問われる内容です。お互いの意識と声かけの大切が必要です。また、公園での児童の過ごし方については、家庭・学校・地域で連携した指導が必要です。「安全」のために時間になったら帰宅するということは指導すべきことです。地域ぐるみで指導していきましょう。



10月の校内授業研修会の様子



2年生算数用語の掲示